

下井草駅総合改善事業費補助交付

要綱

平成 16 年 4 月 / 日
16 杉並 第 4917 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、下井草駅利用に係る一般旅客、高齢者、身体障害者等の利便性、円滑性及び安全性の向上等を図るため、下井草駅整備株式会社（以下「事業者」という。）が行う下井草駅総合改善事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を杉並区が補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業者が行う補助事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の 10 分の 2 で、区の予算の範囲内とする。

(交付申請)

第 3 条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下井草駅総合改善事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）を区長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 下井草駅総合改善事業実施計画書（第 2 号様式。以下「実施計画書」という。）

(2) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第 4 条 区長は、前条の規定による申請があったときはこれを審査し、適当と認めるときは、下井草駅総合改善事業費補助金交付決定通知書（第 3 号様式）を事業者に通知するものとする。

2 前項の決定をする場合においては、区長は、別紙の条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第 5 条 事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知を受けた日から起算して 30 日以内に申請を取り下げることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第 6 条 この補助金の交付決定をした後、天災地変その他事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続することができなくなったと区長が認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(承認事項)

第 7 条 事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、下井草駅総合改善事業実

施計画変更承認申請書（第4号様式）に変更後の実施計画書を添付して区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の費目間の流用額が1千万円以内で、かつ、当該流用額が流用元及び流用先のいずれにおいても当初計画額の10分の3以内である場合については、この限りでない。

- 2 区長は、前項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認書（第5号様式）を事業者へ通知するものとする。
- 3 事業者は、補助事業の内容の変更が第1項ただし書の規定に該当する場合には、下井草駅総合改善事業変更届（第6号様式）に変更後の実施計画書を添付して区長へ届け出なければならない。
- 4 事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、区長が必要と認める書類を提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第8条 事業者は、補助事業の実施状況について、毎会計年度の第2四半期終了後一月以内に、下井草駅総合改善事業実施状況報告書（第7号様式。以下「状況報告書」という。）に下井草駅総合改善事業実施状況表（第7号様式の2）を添付して速やかに区長へ報告しなければならない。

- 2 事業者は、補助事業の実施状況について、区長の要求があったときは、前項に掲げる書類により速やかに区長へ報告しなければならない。
- 3 事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該会計年度の第3四半期終了時まで、状況報告書に下井草駅総合改善事業実施状況表（第7号様式の3）を添付して区長へ報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 事業者は、補助事業の遂行が困難となったときは、状況報告書に下井草駅総合改善事業実施状況表（第7号様式の4）を添付して速やかに区長へ報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の執行命令）

第9条 区長は、前条の規定による状況報告及地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 区長は、事業者が前項の規定による命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第10条 事業者は、補助事業が完了したときは、交付決定年度の末日までに、下井草駅総合改善事業実施実績報告書（第8号様式）を区長へ提出しなければならない。ただし、補助事業の全部又は一部が交付決定年度内に完了しないときは、交付決定年度の末日までに、下井草駅総合改善事業年度終了実績報告書（第9号様式）及び区長が必要と認める書類を区長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 区長は、前条本文に規定する実績報告書を受けたときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定して、下井草駅総合改善事業費補助金額確定通知書（第10号様式）を事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第12条 区長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し、補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令により事業者が必要な措置をした場合について準用する。

（補助金の交付）

第13条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下井草駅総合改善事業費補助金請求書（第11号様式）を区長に提出しなければならない。

2 補助金は、第11条の規定による金額確定後に交付する。

（概算払）

第14条 区長は、第4条の規定による補助金の交付決定後から第11条の規定による補助金額確定前の期間において必要と認めるときは、前条第2項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、下井草駅総合改善事業費補助金概算払請求書（第12号様式）を区長に提出しなければならない。

3 第1項の規定に基づき概算払により補助金の全部又は一部を既に交付したときは、第11条の規定による補助金額の確定後、確定額と概算払額との差額を清算する。

（決定の取消し等）

第15条 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について第11条の規定による補助金額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還並びに違約加算金及び延滞金）

第16条 区長は、第6条の規定又は前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに交付した補助金がある場合は、期限を定めて、事業者に対し、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたとき（第6条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合を除く。）は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金額（その一部を納付した場合

におけるその後の期間については、既納付額を控除した額。) について年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金 (100 円未満の場合を除く。) を納付しなければならない。

3 事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金 (100 円未満の場合を除く。) を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第 17 条 前条第 2 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、納付された金額が返還を命じた補助金額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じられた補助金額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 18 条 第 16 条第 3 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき補助金の未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 19 条 第 16 条の規定により事業者に対し補助金の返還を命じ、事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業者に対して、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

(補助金の整理)

第 20 条 事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係が明らかとなるよう特別の帳簿を備え、毎年度ごとに整理しなければならない。

(取得財産の整理)

第 21 条 事業者は、補助事業によって取得した財産 (以下「取得財産」という。) の取得時期、所在場所、価格等について記載した特別の帳簿を備え、取得財産の状況が明らかになるように整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 22 条 事業者は、次に掲げる帳簿等を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数等の期間 (以下「省令に定める期間」という。) 保存しておかななければならない。

- (1) 前二条に規定する帳簿
- (2) 取得財産の得喪に関する書類
- (3) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産の管理等)

第 23 条 事業者は、取得財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければな

らない。

(取得財産の処分の制限)

第24条 事業者は、取得財産について、補助事業の完了後においても、省令に定める期間は区長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(監督)

第25条 区長は、必要と認めるときは、事業者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

(委任)

第26条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

別表 (第2条関係)

費 目	費目の区分
設 計 費	
本 工 事 費	土木費
	線路設備費
	電路設備費
	停車場設備費
附帯工事費	

